

社会福祉法人 北海道宏栄社

施設利用者に対する職員行動規範

制定 平成 17 年 1 月 1 日

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは、当然の権利です。

私たちの施設においても、利用者一人ひとりのニーズを満たし、主体的に生きていくための取り組みが求められています。

それには、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域社会に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識のもち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫を持って利用者の支援を行います。

- 1 私たちは、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障がい程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たちは、利用者のプライバシーを守り、侵害しません。
- 3 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定が出来るように工夫し、支援を行います。
- 4 私たちは、利用者的人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援を求められた時は誠実に対応します。
- 5 私たちは、利用者への体罰、暴言、セクハラ等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たちは、利用者への的確な支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援が一方的になっていないかを利用者の立場にたって、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、上記 1~5 までの基本姿勢に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり、定めましたので、これを遵守いたします。